

令和3年度

(2021年度)

天理市教育方針

天理市教育委員会

天理市民憲章

天理市は奈良盆地の中央にあって、上代大和の最初の道路として栄えた「山の辺の道」は今もなお、その面影をとどめ、国家創成期の遺跡に富む歴史的風土の地であります。

この地を郷土とするわたくしたちは、恵まれた自然環境と祖先の残した伝統と文化を受け継ぎ、これを将来に向かってさらに生々発展させなければなりません。

わたくしたちは、天理市を香り高い宗教文化都市として、人間優先と民主尊重の明るい町づくりを願い、その実現を期してここに市民憲章を定めます。

1. おたがいに尊重し、助けあって、しあわせな生活をきずきましょう。
2. 歴史と文化の価値をまなび、豊かで広い教養を身につけましょう。
3. 緑をまもり、公害のない、住みよい生活環境をつくりましょう。
4. 老人に生きがいと安らぎを、子どもに夢と力をあたえましょう。
5. 平和を愛し、友愛のころをもって、世界の人々と手をつなぎましょう。

昭和49年4月1日制定

令和3年度 天理市教育方針

本市の教育は、日本国憲法、教育基本法に定められた教育の根本精神に基づくとともに、国・県の教育施策と「天理市民憲章」及び「天理市教育大綱」を踏まえ、一人ひとりが個性を伸ばし、お互いを尊重し、社会に貢献できる人づくりを目指して推進する。

特に今日、未来を予測することが困難な変化の激しい時代を迎えており、このような社会に対応する教育の在り方を追求していくことが求められている。

そのため、本市教育の基本を次のように定め、学校・地域・家庭が連携協働して推進するものとする。

(1) 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な力を持った人づくり

(2) 子育て環境の整備とコミュニティづくり

(3) 生涯学び、活躍できる環境づくり

(4) 人も自分も大切に作る確かな人権感覚づくり

この方針をもとに、学校教育・社会教育の目標を次のとおりとする。

学校教育の目標

本市の学校教育は、自他の生命の尊重、他者への思いやりなどお互いを尊重する人権感覚を基盤に、夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる「自ら考え、主体的に行動する力」や「人が人をつなぎ社会をつくる力」などを育むために、知・徳・体の調和のとれた、豊かな人間性と創造性をそなえた幼児児童生徒の育成を目指す。

特に、「確かな学力」「豊かな人間性」「たくましい心身」を育成の基本として、子どもたちの「生きる力」を育み、個性輝く教育を推進するものとする。

このため、学校教育の具体目標を次のとおりとする。

具 体 目 標

活力ある学校・園づくり

- ☆ 子どもたちが主体的・創造的に活動できるよう、創意工夫した教育活動を展開するとともに、校種間連携・接続を図りながら、学校・地域・家庭が協働して特色ある学校・園づくりを推進する。
- ☆ 教育目標の達成状況や教育活動の成果などについて、自己評価、学校関係者評価を実施し、それらの結果を活用して学校・園改善を図るとともに、組織力の強化に努める。

確かな学力の育成

- ☆ 基礎的な知識・技能の確実な定着及び思考力、判断力、表現力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うため、教師の授業力の向上を図り、確かな学力の育成を図る。
- ☆ 「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るために、ICT活用やグループ学習など、指導方法や学習形態を工夫して児童生徒自ら学び、読む力、書く力、論理的思考力を培う授業づくりを進める。

豊かな人間性の育成

- ☆ 道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う中で、自己や他者への理解を深め、生命や人権を大切に作る心、正義感や公正さを重んじる心、自律心や責任感を育むとともに、美しいものや自然に感動する豊かな感性を育てる。
- ☆ 様々な体験活動やボランティア活動を通して、自己の特性やよさに気づき、主体的に社会参画しようとする態度や、我が国と郷土の美しい自然を愛し、歴史・文化・伝統を継承するとともに、国際理解を深め、互いに尊重し合う態度を育てる。

たくましい心身の育成

- ☆ 自らの健康・安全な生活のために必要な生活習慣を身に付けるとともに、体力向上に向けて、楽しく運動やスポーツをする子どもたちを育てる。
- ☆ 生涯にわたって健康的な生活を送るために、健康・安全・食に関する知識を身に付け、健康的な生活を実践する力を育てる。

社会教育の目標

本市の社会教育は、今日の変化する社会を見つめ、市民の自主的な学習活動を尊重しつつ、多様な市民ニーズに対応できる学習機会・情報提供に努める。また、これを通して地域コミュニティの振興を図るとともに、市民一人ひとりが大切にされ、生きがいをもって生活できる生涯学習社会の実現を目指す。

このため、社会教育の具体目標を次のとおりとする。

具 体 目 標

まちづくりと地域コミュニティの育成

- ☆ 地域コミュニティの拠点である公民館は、学校・家庭・地域社会と連携を深め、多様な生涯学習の機会の提供と指導者の発掘・育成・活用を図り、地域の活性化に努める。
- ☆ 社会教育団体の活性化を図るとともに、社会の変化に対応できるよう、地域・家庭・行政との連携・協働により、未来を担う子どもへの教育に地域全体で取り組み、柔軟な発想を大切にしながら、「人権と共生」のまちづくりの推進に努める。
- ☆ 青少年の健やかな成長を目指し、人間形成の基盤となる家庭教育の充実を図るとともに、地域における自主的なあいさつ運動をはじめとする健全育成運動を推進する。
また、不登校、ニート・ひきこもりなど、学校生活や社会生活を営む上で困難を抱える青少年への支援を進め、明るく住みよいまちづくりに努める。
- ☆ 新しい時代を拓く子どもや市民に読書の楽しさを伝え、図書館ネットワークによる情報提供を推進し、豊かな生活の創造や人とのつながりの場としての図書館活動の充実に努める。

ふるさとの文化、文化財の伝承

- ☆ ふるさとの文化や伝統を伝え、地域の伝統行事を活性化させるとともに、次世代につなげる活動の推進に努める。
- ☆ 豊かな自然と多くの文化遺産に囲まれたふるさとへの愛着と誇りを持ち、協働して課題解決や地域づくりに取り組む市民の育成に努める。
- ☆ 芸術文化活動を通して、市民の芸術文化的感性の醸成を図るとともに、その活動に寄与する人材の育成に努める。
- ☆ 重要な文化財の保存と啓発を図り、また公開活用など後世への継承につながる活動の推進に努める。